

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 新旧対照表（案）

令和 6 年 9 月 19 日

変 更 後			現 行		
一（略）			一（略）		
二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項			二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項		
1 廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状 令和四年度における我が国の廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理による減量及び最終処分量（埋立処分及び海洋投入処分の量をいう。以下同じ。）は次のとおりである。			1 廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状 平成二十四年度における我が国の廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理による減量及び最終処分量（埋立処分及び海洋投入処分の量をいう。以下同じ。）は次のとおりである。		
一般廃棄物	排出量	四〇	一般廃棄物	排出量	四五
	再生利用量	七・九		再生利用量	九・三
	中間処理による減量	二九		中間処理による減量	三一
	最終処分量	三・四		最終処分量	四・七
産業廃棄物	排出量	三七〇	産業廃棄物	排出量	三七九
	再生利用量	二〇二		再生利用量	二〇八
	中間処理による減量	一五九		中間処理による減量	一五八
	最終処分量	八・七		最終処分量	一三
(単位 百万トン／年)			(単位 百万トン／年)		
(注) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。			(注) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。		
2 廃棄物の減量化の目標量 廃棄物の減量化の目標量については、 <u>第五次循環型社会形成推進基本計画</u> に掲げられた目標等を踏まえ、当面、令和十二年度を目標年度として進めていくものとする。 なお、この目標量については、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを実施するものとする。			2 廃棄物の減量化の目標量 廃棄物の減量化の目標量については、 <u>第四次循環型社会形成推進基本計画</u> に掲げられた目標等を踏まえ、当面、令和七年度を目標年度として進めていくものとする。 <u>（一般廃棄物の減量化目標のうち、出口側の循環利用率は令和九年度を目標年度とする。）</u> 。 なお、この目標量については、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを実施するものとする。		
(1) 一般廃棄物の減量化の目標量 一般廃棄物については、 <u>令和十二年度において、排出量を令和四年度に対し約九パーセント削減するとともに、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を約四百七十八グラムとする。出口側の循環利用率は、約二十六パーセントに増加させる。また、一人一日当たりのごみ焼却量を約五百八十グラムとするとともに、最終処分量を令和四年度に対し約五パーセント削減する。</u>			(1) 一般廃棄物の減量化の目標量 一般廃棄物については、 <u>平成二十四年度に対し、令和七年度において、排出量を約十六パーセント削減し、最終処分量を約三十一パーセント削減する。また、令和九年度において、出口側の循環利用率を約二十八パーセントに増加させる。</u> <u>また、令和七年度において、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を約四百四十グラムとする。</u>		
(2) 産業廃棄物の減量化の目標量 産業廃棄物については、 <u>令和十二年度において、排出量の増加を令和四年度に対し約一パーセントに抑制し、出口側の循環利用率を約三十七パーセントにするとともに、最終処分量を令和四年度に対し約十パーセント削減する。</u> <u>（削る）</u>			(2) 産業廃棄物の減量化の目標量 産業廃棄物については、 <u>平成二十四年度に対し、令和七年度において、排出量の増加を約三パーセントに抑制し、出口側の循環利用率を約三十八パーセントに増加させるとともに、最終処分量を約二十四パーセント削減する。</u>		
			(3) その他の目標量 (1)・(2)の目標量の達成に資するため、以下の取組目標を設ける。 イ 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数について、二百以上に増大させる。 ロ 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号。以下「家電リサイクル法」という。）第二条第三項に定める特定家庭用機器が一般廃棄物となったもの		

三（略）

四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項 （略）

1 今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標

(1) 一般廃棄物処理施設

イ 中間処理施設

一般廃棄物の中間処理施設について、国は、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である令和十二年度において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を推進する。

このうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。とりわけ、食品廃棄物の再生利用に係る施設については、食品リサイクル法等に基づき、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の取組の更なる促進が求められていること等も踏まえ、必要な処理能力を確保できるよう、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。

また、焼却施設については、焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進することとする。この際、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先するものとする。中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。令和二年度において、廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合の実績は約四十一パーセントである。これに対し、令和九年度において、廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合を四十六パーセントに増加させることを目標とする。

ロ 最終処分場

一般廃棄物の最終処分場の残余年数については、二十二・四年の水準を維持するものとする。しかしながら、地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫している場合があることに鑑み、残余容量の予測を行いつつ、地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。また、国は、最終処分場に埋め立てた廃棄物を有効活用・減量化するための取組を支援する。

(2) 産業廃棄物処理施設

イ 中間処理施設

産業廃棄物の中間処理施設について、国は、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である令和十二年度において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を推進する。

このうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。

また、焼却施設については、地域ごとの発生量のばらつきを考慮しつつ、必要な焼却量を適正に焼却できる処理能力を確保できるよう整備することを目指す。

（以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。）のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合について、百パーセントまで増大させる。

ハ 使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合について八十パーセント以上に増大させる。

三（略）

四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項 （略）

1 今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標

(1) 一般廃棄物処理施設

イ 中間処理施設

一般廃棄物の中間処理施設について、国は、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である令和七年度において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を推進する。

このうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。とりわけ、食品廃棄物の再生利用に係る施設については、食品リサイクル法等に基づき、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の取組の更なる促進が求められていること等も踏まえ、必要な処理能力を確保できるよう、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。

また、焼却施設については、焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進することとする。この際、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先するものとする。中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。現状（令和二年度）において、廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合の実績は約四十一パーセントである。これに対し、令和九年度において、廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合を四十六パーセントに増加させることを目標とする。

ロ 最終処分場

令和三年三月三十一日現在の一般廃棄物の最終処分場の残余年数は二十二・四年であり、この水準を維持するものとする。しかしながら、地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫している場合があることに鑑み、残余容量の予測を行いつつ、地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。また、国は、最終処分場に埋め立てた廃棄物を有効活用・減量化するための取組を支援する。

(2) 産業廃棄物処理施設

イ 中間処理施設

産業廃棄物の中間処理施設について、国は、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である令和七年度において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を推進する。

このうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。

また、焼却施設については、地域ごとの発生量のばらつきを考慮しつつ、必要な焼却量を適正に焼却できる処理能力を確保できるよう整備することを目指す。

この際、熱回収が可能な焼却施設の整備を優先するものとする。 ロ 最終処分場 産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の排出量が経済情勢に左右されることや、再生利用及び減量化の進展により最終処分量が減少傾向にある一方で最終処分場の新たな整備が困難な状況も見られることを考慮し、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である令和<u>十二</u>年度において、要最終処分量の十七年分を維持することを当面の目標とする。 民間事業者による整備を基本としつつ、産業廃棄物の適正処理を確保するために必要がある場合において、国は、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を促進する。 2～5（略） 五・六（略）	この際、熱回収が可能な焼却施設の整備を優先するものとする。 ロ 最終処分場 産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の排出量が経済情勢に左右されることや、再生利用及び減量化の進展により最終処分量が減少傾向にある一方で最終処分場の新たな整備が困難な状況も見られることを考慮し、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である令和<u>七</u>年度において、要最終処分量の十七年分を維持することを当面の目標とする。 民間事業者による整備を基本としつつ、産業廃棄物の適正処理を確保するために必要がある場合において、国は、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を促進する。 2～5（略） 五・六（略）
--	---